

会員各位

一般社団法人東京都トラック協会
環境部平成25年度 国交省補正予算「トラック輸送の省エネ対策の推進（燃料費高騰対策）」
（先進環境対応型ディーゼルトラック及びエコタイヤの導入に対する補助）の
第2次募集実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年12月12日に閣議決定されました、平成25年度補正予算案において、トラック輸送の省エネ対策推進として、先進環境対応型ディーゼルトラック及びエコタイヤの導入について、保有車両5両以上30両以下の事業者（さらに、条件有）を対象に支援を行うこととなり、3月に補助申請（第1次募集）を行いました。が、予算に達しなかったため2次募集を行うこととなりました。

下記の概要をご確認の上、申請に関する詳細につきましては全日本トラック協会ホームページをご覧くださいませようお願いいたします。

敬具

記

1. 補助対象者 保有車両5両以上30両以下の一般貨物自動車または
特定貨物自動車、第二種貨物利用自動車の運送事業者

2. 補助対象及び申請期間

補助対象	申請期間
エコタイヤ	5月19日（月）～6月6日（金）※
先進環境対応型ディーゼルトラック	5月22日（木）～6月6日（金）※

※但し、申請期間であっても予算に達した場合はその日をもって受付終了。

3. 補助要件

①先進環境対応型ディーゼルトラック

☆申請者は補助対象車両の車検証上の「所有者」となるため、所有者がリース会社の場合は自動車リース事業者が申請者となる。

以下[1]～[3]の要件を全て満たすもの。

- [1] 車両総重量3.5t超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること
- ・「平成27年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合かつNOx・PM+10%以上低減車」
 - ・「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合車」
- [2] 平成25年12月12日から申請日までに新車新規登録された車両であること
- [3] [1]の導入にあたり、以下1)～3)のいずれにも該当する事業用トラックとの入れ替え（代替）であること
- 1) 平成27年度燃費基準未達成車

2) 平成25年12月12日以降に名義変更^{※1}又は廃車^{※2}したものであって、廃車又は名義変更した日以前過去1年間以上所有しているもの

3) 導入する先進環境対応型ディーゼルトラックと同区分（大・中・小型）であるもの
※1「名義変更」とは、車検証上の所有者名又は使用者名を変更することをいう。

※2「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。

②エコタイヤ

以下[1]～[3]の要件を全て満たすもの

[1] 平成25年12月12日から申請日までに導入されたものであること

[2] 導入したエコタイヤは、全日本トラック協会が定めるものであること

[3] 車両総重量12t超の事業用トラック（新車を除く）の全てのタイヤを、エコタイヤとするものであること（トレーラ車両のタイヤ及びスペアタイヤは除く）

注）対象外：リースによる導入、手形や割賦で申請日までに支払いを証明する書類がでないもの

4. その他留意事項

①申請時点で必要書類がすべてそろっていること。（支払いが完了し領収証が発行されていること等）。必要書類が足りない場合は受付できません。

②先進環境対応型ディーゼルトラックの補助については第1次及び第2次募集合わせて1事業者1台まで（補助対象事業者がリース会社の場合は、借り受ける事業者あたり1台まで）。

③エコタイヤの補助については、トラック協会との協調のため、別途、トラック協会協調補助申請書が必要（※）。

なお、エコタイヤ補助については第1次及び第2次募集合わせて1事業者3台まで。

（※決定次第、東ト協ホームページに掲載）

※予算額を超過した場合は、予算額を超過した日に受付した申請の中から、予算額の範囲内で抽選。

*問い合わせ先

（一社）東京都トラック協会 環境部：03-3359-3617(ダイヤル)